

平成 27 年度

省エネルギー型ロジスティクス等推進事業
費補助金

(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エ
ネルギー型タクシー産業構造転換可能性
調査事業))

公募要領

平成 27 年 5 月

パシフィックコンサルタンツ株式会社

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

本事業の補助金については、経済産業省が定めた省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められるものであり、当然ながら、当社としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。従って、当社の補助金に対し交付の申請をされる方、及び、申請後に採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の事項について充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が当社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当社から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間(法定耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとする時は、事前に処分内容等について当社の承認を受けなければなりません。なお、当社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当社として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、当社から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

パシフィックコンサルタンツ株式会社

目次

| | |
|----------------------|----|
| I. 事業の内容 | 5 |
| 1. 事業の概要 | 6 |
| 2. 公募予算額 / 採択予定件数 | 6 |
| 3. 補助対象事業 | 6 |
| 4. 補助対象事業者 | 6 |
| 5. 補助対象事業の要件 | 7 |
| 6. 補助事業申請にあたっての要件 | 8 |
| 7. 補助対象となる費用 | 9 |
| 8. 補助対象経費の範囲 | 10 |
| 9. 補助率 | 11 |
| 10. 事業期間 | 11 |
| 1) 補助事業者の事業開始年月日 | 11 |
| 2) 補助事業者の事業完了年月日 | 11 |
| 11. 事業の成果報告 | 12 |
| II. 事業の実施 | 13 |
| 1. スケジュール | 14 |
| 2. 公募 | 15 |
| 1) 公募関連情報の提供について | 15 |
| 2) 公募期間について | 15 |
| 3) 交付申請について | 15 |
| 4) その他 | 15 |
| 3. 審査及び交付決定 | 15 |
| 1) 採択予定件数 | 15 |
| 2) 審査について | 16 |
| 3) 交付決定について | 16 |
| 4. 補助事業の開始～完了 | 16 |
| 1) 補助事業の開始について | 16 |
| 2) 補助事業の計画変更等について | 17 |
| 3) 中間検査等 | 17 |
| 4) 補助事業の完了について | 17 |
| 5. 実績報告～補助金の支払い | 17 |
| 1) 実績報告及び補助金額の確定について | 17 |
| 2) 補助金の支払いについて | 18 |
| 6. 『補助金の支払い』以降 | 18 |
| 1) 取得財産等の管理について | 18 |
| 2) 補助金の返還、取消、罰則等について | 19 |
| 7. 事業実施スキーム | 19 |
| III. 申請方法 | 21 |
| 1. 申請方法 | 22 |
| 1) 公募要領の内容確認 | 22 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 2) 申請書の作成..... | 22 |
| 3) 提出方法と締切 | 22 |
| 2. 提出書類一覧 | 23 |
| 3. 提出先・お問い合わせ窓口 | 24 |
| IV. 実績報告等の方法..... | 25 |
| 1. 実績報告 | 26 |
| 1) 実績報告の方法 | 26 |
| 2) 実績報告時の提出書類一覧..... | 26 |
| V. 申請書類の様式・記入例 | 27 |
| 1. 補助金交付申請書等様式・記入例 | 28 |
| 1) 申請書等様式例について | 28 |
| 2) 申請書等への記入について..... | 28 |
| 2. 補助金交付申請書(様式第1) | 30 |
| 3. 補助金交付申請書(様式第1)－別紙..... | 32 |
| 4. 補助金交付申請書(様式第1)－別紙2 | 34 |
| 5. 補助事業実施計画-1(申請者情報)..... | 35 |
| 6. 補助事業実施計画-1(共同申請者情報)..... | 36 |
| 7. 補助事業実施計画-2..... | 37 |

I. 事業の内容

1. 事業の概要

本事業は、複数のタクシー事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者)の協業化による減車と、最適な配車システムの確立による運行効率化対策との相乗効果により、タクシー事業の省エネルギー化を目指す事業である。また、将来的には省エネ努力に応じた事業者評価制度の導入を図ることとしている。

なお、提出されたデータ等についてはパシフィックコンサルタンツ株式会社(以下、「PCKK」という)により国へ報告し、今後の省エネルギー政策等に利用される。

2. 公募予算額 / 採択予定件数

30百万円 / 1件(ただし、1件あたりの申請金額が小さい場合には、予算上限を上回らない範囲で2件以上の採択を行うことがある)

3. 補助対象事業

本補助事業の補助対象事業は、複数のタクシー事業者による配車システムの基盤の共通化とスマートフォンのアプリケーションソフトによる利用者の利便性向上を図り、さらにタクシー車両の減車や配車効率の向上に係る検討を行う事業とする。(具体的な要件については、「4. 補助対象事業者」以降を確認すること)

4. 補助対象事業者

以下のア～エを満たす一般乗用旅客自動車運送事業者(以下、「タクシー事業者」という)で構成された事業者の団体を対象とする。なお、下記の条件を満足することを前提に、タクシーに係る事業者の団体を事業実施団体に加えることは差し支えない。

ア)事業実施団体は、一定の条件を満たして設立された共同体であること。(詳細については、「6. 補助事業申請にあたっての要件」を確認すること)

イ)特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「特措法」という。)第3条及び第3条の2第1項に基づき指定される特定地域及び準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の団体であること。

ウ)タクシー事業者を複数社含むこと

エ)タクシー業務適正化特別措置法施行令第1条第1項で定める地域を営業区域に含む、又は道路運送法施行規則第5条に基づき指定する個人タクシーの営業区域を営業区域に含むタクシー事業者で構成されていること。

※事業実施団体が、他のタクシー事業者の団体の既存の配車システムの共通基盤及び配車アプリと連携して補助対象となるシステムを構築する場合は、当該事業者と共同で申請すること。

ただし、次のいずれかに該当する事業者は対象外とする。

※経済産業省からの補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者

※交付規定別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者(誓約事項に違反した場合、交付決定の全部又は一部を取り消す)

5. 補助対象事業の要件

補助対象事業の要件は、以下の通りとする。

(a)配車システムの基盤を共通化するものであり、配車アプリが以下の機能を有するものであること。

- ・利用者がスマートフォンアプリから配車依頼できる機能(利用者の場所がわかり、その場所から一番近くにいるタクシーの配車ができること)
- ・利用者がタクシー会社・タクシー車両を選択できる機能

(b)省エネルギー効果の目標値として以下を定めていること又は定める予定であること。

「総走行距離燃料消費量を1%以上削減すること」かつ「1%以上の削減分が迎車燃料消費量の削減であること」

(c)補助対象事業の全体計画が地域の状況に応じた輸送需要に的確に対応するものであり、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるものであること及び省エネルギー効果の達成目標を示すこと。

(d)事業実施に伴う省エネルギー効果及び費用対効果の計算方法を示すこと。

(e)前年度(平成26年4月～平成27年3月)の車両数、燃料種別燃料使用量、総燃料使用量、総走行距離、空車状態走行距離、迎車走行距離、迎車回数の実績(タクシー事業全体)等省エネルギー効果の計算が正確にできるデータを把握していること。

省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型タクシー産業構造転換可能性調査事業)) 公募要領

- (f) 補助事業実施前年から補助事業実施の翌年までの各年の月別の車両数、燃料種別燃料使用量、総燃料使用量、総走行距離、空車状態走行距離、迎車走行距離、迎車回数の実績を、補助事業完了後5年間保管すること。
- (g) 配車の効率化によって余剰が生じるタクシー車両について、実効性のある減車計画の作成を予定していること。(予定している事業者はスケジュール案を示すこと)
- (h) 申請に係る地域が、**前年度までに省エネルギー型タクシー産業構造転換可能性調査事業を行った地域***とは異なる地域特性を有していること。

※「前年度までに省エネルギー型タクシー産業構造転換可能性調査事業を行った地域」とは東京特別区及び武蔵野市・三鷹市地域である。

6. 補助事業申請にあたっての要件

- ① 以下の内容を記載した事業実施団体協定書を提出すること。
- 事業実施団体の構成員の住所及び名称並びにタクシー保有台数について
 - 代表者が補助事業全体を代表して実施する権限を有することについて
 - 構成員に連帯責任を負わせることについて
 - 構成員の役割分担の明確化について
 - 取引金融機関の指定及びその口座は代表者名義の口座とすることについて
 - 補助事業に係る財産処分制限期間終了までの事業実施団体の解散禁止について
 - 補助事業に係る財産処分制限期間終了までの構成員の脱退禁止について
 - 補助事業に係る財産処分制限期間終了までの構成員の破産又は解散時の分担業務完了方法について
 - 財産の適切な管理者及び財産の管理方法を明確化することについて
 - 会計帳簿及び関係書類の保存の方法について
- ② 以下の全ての要件を満たす補助事業実施計画を提出すること。
- ア) 当該計画の実施期間を明記すること。(ただし、実施期間は平成28年2月29日までとする)
- イ) 当該計画を実施する地域名を明記すること。

ウ)当該計画の工程表を明記すること。工程表は、「複数のタクシー事業者の異なる配車システムを同一地域で共通化する工程」、「共通化された配車システムを利用者が使用できるようにする工程」及び「協業による減車に係る工程」を含むこと。

エ)当該計画の省エネルギー化の目標を明記すること。

目標は、「総走行距離燃料消費量を1%以上削減すること」かつ「1%以上の削減分が迎車燃料消費量の削減であること」を含むこと。

オ)補助事業前のデータとして、前年度(平成26年4月～平成27年3月)の車両数、総燃料使用量、総走行距離、迎車走行距離及び迎車回数の実績(タクシー事業全体)等省エネルギー効果の計算が正確にできるデータを明記すること。

7. 補助対象となる費用

次の(A)、(B)、(C)、(D)に該当するものとする。

(詳細については、「8. 補助対象の基準及び範囲」を確認すること)

(A)設計費

- 補助事業の実施に必要なシステム設計とプログラム開発に要する経費

(B)設備費

- 補助事業の実施に必要な機器の購入に要する経費

(C)工事費

- 補助事業の実施に必要な工事に要する経費

(D)委託費

- 補助事業の実施に必要な調査・検討の委託に要する経費

※平成25年度省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金「省エネ型陸上輸送実証事業(省エネ型タクシー産業構造転換可能性調査事業)」、平成26年度省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金「省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型タクシー産業構造転換可能性調査事業)」による補助を受けた「配車システムの共通基盤及び配車アプリ」の改修に関する費用は含まない(ただし、本事業の申請地域における配車システムの共通基盤の構築に必要不可欠であって、かつ、本補助事業実施団体が行う改修を除く。)

省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型タクシー産業構造転換可能性調査事業)) 公募要領

※消費税及び地方消費税相当額は除く。

※本事業における機器類の保守費や電気代などの運用に係る費用は含まない。

※自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除すること。

※なお、補助事業者が設備費等を支払う際に発生する銀行等への振込み手数料は、補助事業者負担とする。

8. 補助対象経費の範囲

設計費、設備費、工事費、委託費の補助対象経費の範囲を以下に示す。

| 区分 | 項目 | 説明 | 具体例 |
|-----|-----------------|---|--|
| 設計費 | プログラム開発等役務費 | 補助事業の実施に必要な配車システムの共通基盤及び配車アプリの構築・改修に要する経費 | ● 補助事業の実施に直接必要なシステム・ソフトウェアの企画、設計、開発に係わる外注請負費(共通基盤作成、配車アプリ作成、通信インターフェース作成及び配車システム改修の費用に限る) |
| 設備費 | 使用料 | 補助事業の実施に必要なクラウドコンピューティングや通信データの暗号化に係わる月々の使用料等 | ● 補助事業の実施に直接必要なクラウドコンピューティングに係るライセンス契約を締結して限定的使用する使用料または通信データの暗号化に関してライセンス契約を締結して限定的に使用する使用料 |
| | 機器類購入費 | 補助事業の実施に必要な不可欠な機械装置の購入に要する経費 | ● 配車システムの基盤の共有化や配車アプリに活用するために必要なサーバやネットワーク通信機器の機械装置の購入費(基盤共有化サーバ及びウイルス監視サーバ、ルータやスイッチ等の伝送機器、ケーブルの費用に限る) ● 購入した機械装置と一体、あるいは付属として組み込まれているソフトウェア(機械装置の一部と見なせるものに限る) |
| 工事費 | 設置に係わる工事費 | 補助事業の実施に必要な不可欠な機械装置、その他備品の設置に係る経費 | ● 配車システムの基盤の共有化や配車アプリに活用するために必要な機器の搬入・据付費(基盤共有化サーバ及びウイルス監視サーバ、ルータやスイッチ等の伝送機器の費用に限る) |
| 委託費 | 減車及び配車効率の検討等役務費 | 補助事業の実施に必要な減車推進対策と運行効率化対策の検討に係る経費 | ● 複数のタクシー事業者が個別に構築してきた配車システムの同一地域における共通化の展開や、減車及び配車効率化等の検討に係る外注請負費 |

※消費税及び地方消費税相当額は除く。

※補助事業者が設備費等を支払う際に発生する銀行等への振込み手数料は、補助事業者負担とする。

※自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除すること。

9. 補助率

- 補助対象経費の1/2以内(1円未満切捨て)

※ただし、公募予算額を超える場合等には、採択された場合でも補助金額が申請額よりも減額される場合があることをあらかじめ了承すること。

10. 事業期間

1) 補助事業者の事業開始年月日

交付決定年月日を補助事業の開始年月日とする。

※発注は交付決定年月日以降に実施すること。ただし、見積依頼については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。

2) 補助事業者の事業完了年月日

- 省エネデータを全て取得し、かつ事業に関わる全ての支払いが完了した日を事業完了年月日とする(但し、事業完了年月日は最も遅くとも平成28年2月29日とすること)。

- 事業完了年月日から起算して30日以内又は平成28年3月7日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式第9)、収支明細表(様式第9別紙)、支払領収証書(写)、請求書(写)又は納品書(写)、及び事業の成果報告(「11. 事業の成果報告」を参照)をPCKKに提出すること。

※申請時の事業完了予定年月日は厳守すること。遅延の場合、補助金が支払われない場合がある。なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにPCKKに連絡すること。

11. 事業の成果報告

事業完了後、本事業の成果報告として以下の内容を報告すること。

- ① 省エネデータ及び効果測定結果(実施状況報告(総括表))
 - 車両数、燃料種別燃料使用量、総燃料使用量、総走行距離、空車状態走行距離、迎車走行距離、迎車回数等の情報を明示し、省エネ効果をこれらの情報を用いて示すこと。
 - 省エネデータの計測期間は以下の通りとし、月別とする。
 - ・平成27年度データ : システム導入後から平成28年2月29日まで、かつ30日間以上であること
 - ・前年度データ : 平成26年4月～平成27年3月
- ② 省エネルギー型タクシー産業構造転換計画
 - 複数のタクシー事業者が個別に構築してきた配車システムを同一地域において共通化し、減車及び配車効率化等の検討結果を含むこと。
 - 上記の結果を踏まえ、補助対象事業の実施に伴う配車の効率化によって余剰が生じるタクシー車両についての実効性のある減車計画の方針が分かりやすく書かれたものであること。
- ③ スマートフォンのアプリケーションソフトなどの仕様書
- ④ 報告書
 - 事業の成果報告に際しては、以下のa)～c)の全ての内容を含むものであり、分かりやすく書かれたものであること。
 - a) 複数のタクシー事業者を同一地域において共通化した際のルール及びその作成過程がわかるもの
 - b) 省エネルギー型タクシー産業構造転換計画の実施により生じる「タクシー車両の余剰」についての減車計画についてのノウハウ
 - c) タクシーセンター等への働きかけ方

※上記①～④の報告が提出期限までに行われなかった場合には、補助金の交付を行わないので留意すること。

II. 事業の実施

1. スケジュール

| 時期 | 補助事業者(申請者) | 様式・提出書類 | 参照ページ |
|--|--|---|---|
| ◎平成27年5月29日 | 公表(ホームページ) | | |
| ◆6/8~6/29 | 交付申請 ↓ 郵送にて 審査 (有識者で構成する委員会にて審査、必要に応じてヒアリング実施) | * 様式第1、別紙、別紙2 * 補助事業実施計画-1、2 * 見積り(写)及び相見積り(写) * 事業実施団体協定書(副本) * 返信用封筒(住所記入要、切手不要) | P.15 P.21~24 ※記入時の注意 P.27~P.38 |
| ◎7月中旬 ※申請件数・審査状況により、変更となる場合があります。 | 交付決定(郵送にて通知) | | P.16 |
| ◆(交付決定後) | 事業開始 ↓ 見積・競争入札 ↓ 発注 ↓ 設備納入・検証 | | P.16~P.17 |
| ◆事業完了年月日:省エネデータを全て取得し、かつ事業に係る全ての支払いが完了した日(最も遅くとも平成28年2月29日) ◆実績報告:事業完了年月日から起算して30日以内または平成28年3月7日のいずれか早い日までに提出 | 事業完了 ↓ 実績報告 ↓ 郵送にて 審査 (必要に応じて現地検査実施) | * 様式第9、別紙 * 実施状況報告(総括表) * 省エネルギー型タクシー産業構造転換計画 * スマートフォンのアプリケーションソフトなどの仕様書 * 報告書 * 支払領収証書(写) * 請求書(写)又は納品書(写) * 返信用封筒(住所記入要、切手不要) | P.17 |
| ◎~平成28年3月中旬 | 補助金の確定 ↓ 補助金の請求 ↓ 郵送にて | *精算払請求書(様式第12) | P.18 |
| ◎~3月末 | 補助金の支払い | | P.18 |
| 平成28年度以降 | 取得財産の管理 | | P.18 |

2. 公募

1) 公募関連情報の提供について

- 最新の公募関連情報は、PCKKホームページ (<http://www.pacific-hojo.jp/>) に逐次掲載するため、併せて確認すること。

2) 公募期間について

交付規程第4条に規定するPCKKが別に定める時期は、以下の通りとする。

- 平成27年6月8日(月)～平成27年6月29日(月)必着(消印有効)

※申請書類の提出方法は郵送のみとし、持参、宅配便、ゆうメールなど郵送以外は不可とする。

※公募開始日(平成27年6月8日(月))前の消印は無効とする。

※書類受理の問い合わせには応じない。

3) 交付申請について

- 補助事業者は、補助金交付申請書(様式第1)、様式第1別紙、別紙2、及び様式有の添付資料についてはPCKKホームページより様式ファイルをダウンロードし、作成した申請書類をPCKKに郵送すること。
- 補助事業者は、「4.補助事業の開始～完了」以降記載の交付決定後の取り扱いを考慮し、事業実施の確実性、予算の有効利用の観点から、全体計画をよく吟味して申請すること。

4) その他

- 補助金交付申請書(様式第1)提出後に代表者、事業者住所等及び補助事業の内容に変更などがあった場合は、速やかに変更内容についてPCKKに報告し、指定の様式を提出すること。

3. 審査及び交付決定

1) 採択予定件数

- 1件(ただし、1件あたりの申請金額が小さい場合には、予算上限を上回らない範囲で2件以上の採択を行うことがある)

2) 審査について

審査は、原則として有識者で構成される委員会において申請書類に基づいて行い、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求められることがある。

基本的には以下の項目にしたがって審査する。

- 補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- 参加車両台数・削減目標値等の事業規模及びその実現性・計画性。
- 補助事業に要する経費は、2社以上の見積りを参考として算定されているものであること。
- 申請額は公募予算額以下であること。

※予算・件数を超える公募があった場合には、参加車両台数・削減目標値等の事業規模及びその実現性・計画性による総合点が上位のものを優先する。

3) 交付決定について

- 交付決定の結果については、交付規程に従って補助事業者には補助金交付決定通知書(様式第2)にて郵送通知する。
- 「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」(平成25年6月28日内閣官房行政改革推進本部事務局)に基づき、交付決定内容(補助金交付先名、交付決定額)の公表を行うので、留意すること。

4. 補助事業の開始～完了

1) 補助事業の開始について

①補助事業者は、補助事業の実施にあたって、見積り依頼を実施し、発注先を決定すること。

※原則、2社以上の競争入札・見積り等により決定すること。

※2社以上の見積り依頼については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。

※2社以上の見積りを取っていない場合、又は最低価格を提示したものを選定していない場合には、その理由を明らかにした書面を提出すること。(様式自由)

② 発注は、交付決定年月日以降に実施すること。

2) 補助事業の計画変更等について

- 交付決定後に、補助事業者の情報や補助事業内容に変更等があった場合、補助事業者はPCKKに届出を行う必要があることから、変更内容についてPCKKに相談し、指定の様式を使用し速やかに提出すること。
- 補助事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにPCKKに連絡すること。

3) 中間検査等

- PCKKは、事業期間中に中間検査(現地検査を含む)を行うことがある。

4) 補助事業の完了について

- ① 省エネデータを全て取得し、かつ補助事業に関わる全ての支払いが完了した日を事業完了年月日とする。(但し、事業完了年月日は最も遅くとも平成28年2月29日とする)
- ② 支払い条件:現金支払い又は金融機関による振込とする。(原則、銀行振り込みとし、小切手・支払手形(回し手形は不可)の場合は、支払いの事実を証明する資料を保管、管理提出すること、口座引き落としは不可)

※小切手・支払手形による支払いにおいて、支払いの事実を証明する資料の提出が無い場合、補助金が支払われない場合がある。

5. 実績報告～補助金の支払い

1) 実績報告及び補助金額の確定について

- ① 補助事業者は、補助事業が完了したとき、事業完了年月日から起算して30日以内又は平成28年3月7日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第9)、収支明細表(様式第9別紙)、実施状況報告(総括表)、省エネルギー型タクシー産業構造転換計画、スマートフォンのアプリケーションソフトなどの仕様書、報告書、支払領収証書(写)、請求書(写)又は納品書(写)をPCKKに提出すること。
- ② 補助対象金額の提出にあたっては、商社の手数料、機器等の導入に際して発生した振込手数料等は含めないこと。
- ③ PCKKは、補助事業実績報告書(様式第9)を受理した後、書類の審査及び必要に応じて現地検査を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確

定し、その結果を補助事業交付金額確定通知書(様式第11)にて郵送で通知する。

- ④ 申請通りの設備等が導入されなかった場合、又は適正な補助事業実績報告書(様式第9)の提出がなされなかった場合、補助金の支払いは行われぬ。

2) 補助金の支払いについて

- ① 補助事業者は、補助事業交付金額確定通知書(様式第11)の受領後、速やかに精算払請求書(様式第12)をPCKKに提出すること。(持参不可)
- ② PCKKは、精算払請求書(様式第12)の受領後、補助事業者に補助金を交付する。

6. 『補助金の支払い』以降

1) 取得財産等の管理について

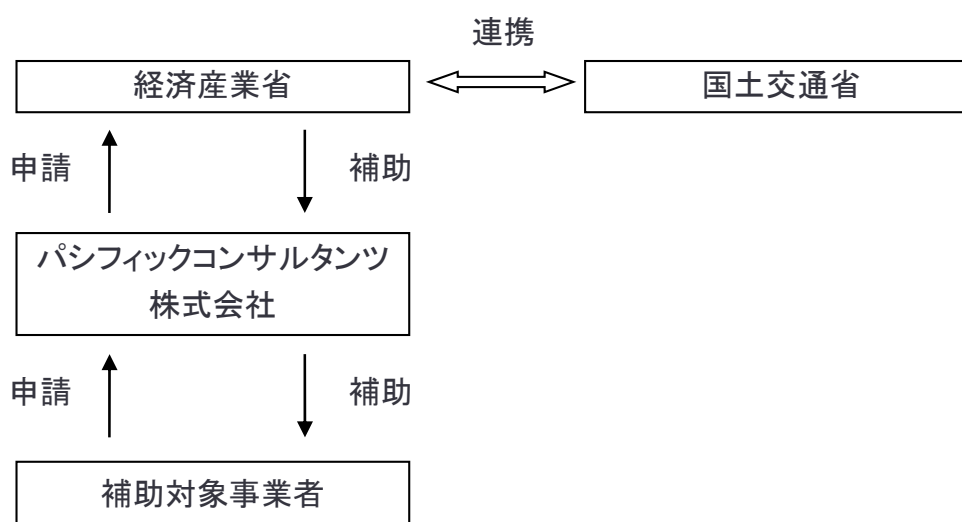
- ① 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下、「取得財産等」という)について、法定耐用年数の間、実施計画書に基づく省エネルギー事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ② 取得財産等(取得価格及び効用の増加価格が50万円以上のものに限る)を法定耐用年数期間内に処分しようとするときは、予めPCKKの承認を受けなければならない。
- ③ 交付規程第21条第2項に規定する取得財産等の処分を制限する期間は、交付決定者に別途通知する。

2) 補助金の返還、取消、罰則等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「適正化法」という)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に係る違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

7. 事業実施スキーム



III. 申請方法

1. 申請方法

1) 公募要領の内容確認

- PCKKのホームページ(<http://www.pacific-hojo.jp/>)に掲載される各種補足資料も併せて確認すること。
- 書類不備の場合は、事業不採択となるので十分留意すること。

2) 申請書の作成

- 様式第1と様式第1別紙、別紙2、及び様式有の添付資料についてはPCKKホームページより様式ファイル(PDF 又はワード)をダウンロードし、実施事業の申請書を作成すること。
- 申請の際に記載内容等に不備があった場合には、交付決定が行われないので、十分注意すること。
- 提出する申請書等は全て片面印刷とする。
- 補助金を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切認められないため、申請前に内容を確実に確認し、申請書類を用意すること。

3) 提出方法と締切

- 「2. 提出書類一覧」に則り、申請書類一式を、以下の締め切りまでにPCKKに郵送すること。(持参・宅配便等は不可)
- 申請書類をPCKKに郵送する際には、返信先住所を記入した交付決定通知書送付用返信封筒(定型封筒(長形3号))を同封すること(切手不要)。
- 申請書類は採択結果に関わらず返却しないため、必ず写し(コピー)を控えておくこと。

《提出締切》 平成27年6月29日(月)(締切日の消印有効)

2. 提出書類一覧

| No. | 提出書類名称 | 部数 | 書類様式 | 備考 |
|-----|------------------------|----|------|-------------|
| 1 | 補助金交付申請書(様式第1) | 1 | 有 | |
| 2 | 補助金交付申請書(様式第1別紙) | 1 | 有 | |
| 3 | 補助金交付申請書(様式第1別紙2) 役員名簿 | 1 | 有 | ※共同申請者分も要提出 |

※書類様式有りにについては、PCKKのホームページより出力したものに記入すること。

■ 添付資料

| No. | 提出書類名称 | 部数 | 書類様式 | 備考 |
|-----|--|------|------|--|
| 添付1 | 補助事業実施計画-I (申請者情報) | 1 | 有 | |
| 添付2 | 補助事業実施計画-I (共同申請者情報) | (1) | 有 | ※ <u>共同申請者がいる場合のみ要提出</u> |
| 添付3 | 補助事業実施計画-2 | 1 | 有 | ・システム共通化、減車及び配車効率化等の検討内容 ・導入するシステム・アプリの概要 ・実施する地域の特性 ・省エネルギー効果の目標 ・年度別計画 ・工程 ・平成26年度データ |
| 添付4 | ①見積り(写)1通 ②相見積り(写)1通(相見積りが取得できない場合はその理由書) | 1×2通 | 無 | ※ <u>公募要領公表日以降</u> のものであること ※補助事業に要する経費のものであること ※ <u>補助対象経費、補助対象外経費が明確に区分</u> されていること ※ <u>消費税別表示</u> であること |
| 添付5 | 事業実施団体協定書 (副本) | 1 | 無 | |
| 添付6 | 返信用封筒(交付決定通知書返送用) | 1 | 無 | ※定型封筒長形3号に <u>返信先住所を記入</u> (切手は不要) |

※書類様式有りにについては、PCKKのホームページより出力したものに記入すること。

3. 提出先・お問い合わせ窓口

申請書類一式は以下の締切日までにPCKKに郵送すること。

《提出締切日》 平成27年6月29日(月)

※公募開始日(平成27年6月8日(月))前の消印は無効

※申請書類は、郵送(書留可)で送付すること(持参・宅配便等の郵送以外の手段による提出は不可)。

※書類受理の問い合わせには応じないので、書類の到着を確認したい場合は簡易書留等による提出を推奨する。

※郵送宛先には略称「PCKK」は使用しないこと。

※申請書類は返却しないので、必ず写しを控えておくこと。

パシフィックコンサルタンツ株式会社 省エネルギー型陸上輸送実証事業事務局

■住所: 〒163-6034 東京都新宿区西新宿6丁目8番地1号

■TEL: 03-5339-7411

■FAX: 03-5339-7412

■メールアドレス: taxi_hojokin@ss.pacific.co.jp

※郵送時は、必ず以下を明記すること。

「タクシー交付申請書在中」

■ホームページ: <http://www.pacific-hojo.jp/>

IV. 実績報告等の方法

1. 実績報告

1) 実績報告の方法

- 事業完了年月日から起算して30日以内または平成28年3月7日のいずれか早い日までに、下記に示す補助事業実績報告書(様式第9)と収支明細表(様式第9別紙)、実施状況報告(総括表)及び添付資料をPCKKに郵送にて提出すること。(平成28年3月7日を提出期限とし、郵送以外の持参・宅配便等は不可とする)

※事業完了年月日は、省エネデータを全て取得かつ補助事業に関わる全ての支払いが完了した日とする。(但し、事業完了年月日は最も遅くとも平成28年2月29日とする)

2) 実績報告時の提出書類一覧

| No. | 提出書類名称 | 部数 | 書類様式 |
|-----|-----------------|----|------|
| 1 | 補助事業実績報告書(様式第9) | 1 | 有 |
| 2 | 収支明細表(様式第9別紙) | 1 | 有 |

※書類様式有りにについては、PCKKのホームページより出力したものに記入すること。

■ 添付資料

| No. | 提出書類名称 | 部数 | 書類様式 |
|-----|--|----|------|
| 添付1 | 実施状況報告(総括表) | 1 | 有 |
| 添付2 | 省エネルギー型タクシー産業構造転換計画 | 1 | 無 |
| 添付3 | スマートフォンのアプリケーションソフトなどの仕様書 | 1 | 無 |
| 添付4 | 報告書 | 1 | 無 |
| 添付5 | 支払領収証書(写) | 1 | 無 |
| 添付6 | 請求書(写)又は納品書(写) | 1 | 無 |
| 添付7 | 返信用封筒(交付決定通知書返送用) ※定型封筒長形3号に返信先住所を記入(切手は不要) | 1 | 無 |

※書類様式有りにについては、PCKKのホームページより出力したものに記入すること。

V. 申請書類の様式・記入例

1. 補助金交付申請書等様式・記入例

- 補助金交付申請書等(以下「申請書等」という)への記入等にあたっては、次の事項に注意して記入すること。

1) 申請書等様式例について

- 様式はPCKKホームページ(<http://www.pacific-hojo.jp/>)からファイル(PDF 又はワード)をダウンロードし、作成すること。
- 申請の際に記入内容等に不備があった場合には、交付決定が行われない場合があるため、十分注意すること。
- 提出する申請書は全て片面印刷とすること。

2) 申請書等への記入について

- 全て、黒色インクで記入すること(ワープロ使用可)。
- 申請書等の右上端には書類を作成した日を必ず記入すること
 - 「第 号」には社内決裁番号を記入し、年月日には送付する日を必ず記入すること。なお、申請書等発送に当たり、社内決裁番号を付さない補助事業者については、番号の記入は不要。
- 申請者の住所、補助事業者名、代表者等について
 - 住所:申請者の本社住所を記入すること。
 - 氏名:略称ではなく、正式名称を記入すること。
 - 代表者名:法人の代表者の役職名称及び氏名を正確に記入すること。
 - 申請書等に押印する印は、登録されている印であること(実印)。
- 申請書等への記入にあたっては、楷書を用い分かりやすい字で記入すること。
- 申請書等の記入例を次ページに示す。なお、他の様式の記入例は補助金交付決定事業者に今後別途通知する。

2. 補助金交付申請書(様式第1)

(様式第1)

① 第 号
平成27年 〇月 〇日パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社
常務取締役本社長 松井 弘 殿② 申請者 住所 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 新宿 太郎 印

③

平成27年度省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型タクシー産業構造転換可能性調査事業))
補助金交付申請書

省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型タクシー産業構造転換可能性調査事業))交付規程第4条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

記

- ④ 1. 補助事業の名称
株式会社〇〇〇〇の省エネルギー型タクシー産業構造転換可能性調査事業
- ⑤ 2. 補助事業の実施計画
別紙参照
3. 補助金交付申請額
(1) 補助事業に要する経費 80,000,000 円
(2) 補助対象経費 60,000,000 円
4. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分
(別紙)
- ⑥ 5. 補助事業の開始及び完了予定日
(1) 開始年月日 交付決定年月日
(2) 完了予定年月日 平成28年 〇月 〇日
- ⑦ 6. 取得データの提出
(1) 取得データの提出予定日 平成28年 〇月 〇日
(2) 取得データの内容
例: 事業実施団体の各構成員(タクシー事業者)による車両数、燃料種別燃料使用量、総燃料使用量、総走行距離、空車状態走行距離、迎車走行距離、迎車回数 等

(注) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

- (1) 補助事業に係る一般乗用旅客事業者運送事業者の一覧及び当該事業に係る当該事業者との契約書の写し
- (2) 交付決定通知書送付用返信封筒(定型封筒(長形3号))に返信先を記入、切手は不要
- (3) 申請者の役員名簿(別紙2)
- (4) その他PCKKが指示する書面等

- ⑧ 【本交付申請書に係る質問等連絡先及び担当者名】
- | 担当部署及び役職 | 担当者名 | 電話、FAX及びE-MAIL |
|-------------|-------|--|
| 営業統括課 主任 | 太平 洋子 | (電話) 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (FAX) 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇) |

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※PCKKの省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型タクシー産業構造転換可能性調査事業))は、経済産業省が定めた省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金の省エネルギー型タクシー産業構造転換可能性調査事業を行おうとする方に交付するものです。

補助金交付申請書（様式第1） 記入時の注意

- ① 「第 号」:社内において経理上の書類で番号管理されている場合にのみ記入する。番号管理がない場合には記入は不要。

「年月日」:書類の作成日を記入する。

- ② 上から 会社所在地
会社名(法人の場合)
代表者名
印:会社の実印
- ③ 当該事業を実施する年度(平成27年度)を記入する。
- ④ 補助事業の名称を記入する。
例えば、補助事業者の会社名を記入し
「省エネルギー型タクシー産業構造転換可能性調査事業」
を加え補助事業の名称とする。
- ⑤ 2. 補助事業の実施計画
「別紙参照」と記入(補助事業実施計画-1,2にて記入する。)
- 3.補助金交付申請額
- 補助事業に要する経費:当該事業において要する全ての経費
 - 補助対象経費:「7.補助対象となる費用」「8. 補助対象経費の範囲」に示されている経費のみを指す。
- ※いずれも消費税を含まない金額を記入する。
4. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分
様式第1別紙にて記入する。
- ⑥ 5. (2)完了予定年月日:省エネデータを全て取得し、かつ事業に関わる全ての支払いが完了する日を事業完了日とする(最も遅くとも平成28年2月29日とすること)。
- ⑦ 6. (1)取得データの提出予定日:事業完了年月日から起算して30日以内又は平成28年3月7日のいずれか早い日とすること。
- (2)取得データの内容:取得する省エネデータ(「11. 事業の成果報告」を参照)を記入する。
- ⑧ 本事業に関する弊社からの問い合わせにご対応いただける担当者名・連絡先を記入する。

3. 補助金交付申請書(様式第1) - 別紙

(別紙)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

(単位:円)

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---------------|----------------|------------|--------------|-----------------------|
| 補助対象 経費の区分 | 補助事業に要する 経費 | 補助対象経費 | 補助率 (参考値) | 補助金交付申請 額 (参考値) |
| 設計費 | 10,000,000 | 8,000,000 | 1/2以内 | 4,000,000 |
| 設備費 | 25,000,000 | 16,000,000 | 1/2以内 | 8,000,000 |
| 工事費 | 30,000,000 | 26,000,000 | 1/2以内 | 13,000,000 |
| 委託費 | 15,000,000 | 10,000,000 | 1/2以内 | 5,000,000 |
| 合 計 | 80,000,000 | 60,000,000 | | 30,000,000 |

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

補助金交付申請書（様式第1）－別紙 記入時の注意

① 補助事業に要する経費

- 補助対象経費以外の経費を含む、当該事業に要する経費（見積書にある補助対象経費と補助対象外経費を合算した額）を記入する。

② 補助対象経費

- 当該事業の補助対象経費を記入する。
- 補助対象経費の詳細については、「7.補助対象となる費用」「8.補助対象経費の範囲」を参照すること。

③ 補助率

- 「1/2以内」と記入する。

④ 補助金交付申請額

- 補助対象経費の 1/2 以内の金額を記入する（1円未満切捨て）。

4. 補助金交付申請書(様式第1) - 別紙2

(別紙2)

平成27年 ○月 ○日

役員名簿(記載例)

| 氏名 カナ | 氏名 漢字 | 生年月日 | | | | 性別 | 会社名 | 役職名 |
|-----------|-------|------|----|----|----|----|--------------|----------|
| | | 和暦 | 年 | 月 | 日 | | | |
| シヅメ タロウ | 新宿 太郎 | S | 30 | 3 | 4 | M | 株式会社 〇〇〇〇 | 代表取締役社長 |
| トウホク イチロウ | 東北 一郎 | S | 40 | 1 | 1 | M | 株式会社 〇〇〇〇 | 常務取締役 |
| カンサイ ハナコ | 関西 花子 | S | 45 | 12 | 24 | F | 株式会社 〇〇〇〇 | 取締役営業本部長 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(注)

役員名簿については、氏名カナ(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、性別(全角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。(上記記載例参照)。

また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

5. 補助事業実施計画-1（申請者情報）

| 補助事業実施計画-1（申請者情報） | | |
|-------------------|--------------------------------|--|
| 申請者 | 会社（本社） の所在地 | (〒000-0000) 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇 |
| | 会社の名称 | ふりがな かぶしきかいしゃ 〇〇〇〇 |
| | | 株式会社〇〇〇〇 |
| | 以下のア～エの該当する項目に〇を付け、必要に応じて書類を添付 | |
| | <input type="radio"/> | ア)事業実施団体は、一定の条件を満たして設立された共同体であること。 |
| | <input type="radio"/> | イ)特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「特措法」という。）第3条及び第3条の2第1項に基づき指定される特定地域及び準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の団体であること。 |
| 申請者 | <input type="radio"/> | ウ)タクシー事業者を複数社含むこと。 ※本事業を実施する事業者 事業者① 事業者名： 代表者名： 事業者② 事業者名： 代表者名： 事業者③ 事業者名： 代表者名： 事業者④ 事業者名： 代表者名： 事業者⑤ 事業者名： 代表者名： |
| | <input type="radio"/> | エ)タクシー業務適正化特別措置法施行令第1条第1項で定める地域を営業区域に含む、又は道路運送法施行規則第5条に基づき指定する個人タクシーの営業区域を営業区域に含むタクシー事業者で構成されていること。 (地域名：) |
| | 共同申請者の有無 | <input type="radio"/> |
| | 会社の名称 (共同申請者) | ふりがな 〇〇〇〇 じどうしゃ かぶしきかいしゃ 〇〇〇〇自動車株式会社 |

6. 補助事業実施計画-1 (共同申請者情報)

※共同申請者がいる場合のみ要提出

| 補助事業実施計画-1(共同申請者情報) | | |
|----------------------------------|--|------------------------------------|
| 共同 申請者 | 会社(本社) の所在地 | (〒000-0000) 東京都港区芝〇-〇-〇 |
| | 会社の名称 | ふりがな 〇〇〇〇 じどうしゃ かぶしきかいしゃ |
| | | 〇〇〇〇自動車株式会社 |
| | 以下のア～エの該当する項目に〇を付け、必要に応じて書類を添付 | |
| | <input checked="" type="radio"/> | ア)事業実施団体は、一定の条件を満たして設立された共同体であること。 |
| <input checked="" type="radio"/> | イ)特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「特措法」という。)第3条及び第3条の2第1項に基づき指定される特定地域及び準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の団体であること。 | |
| <input checked="" type="radio"/> | ウ)タクシー事業者を複数社含むこと。 事業者① 事業者名: 代表者名: 事業者② 事業者名: 代表者名: 事業者③ 事業者名: 代表者名: 事業者④ 事業者名: 代表者名: 事業者⑤ 事業者名: 代表者名: | |
| <input checked="" type="radio"/> | エ)タクシー業務適正化特別措置法施行令第1条第1項で定める地域を営業区域に含む、又は道路運送法施行規則第5条に基づき指定する個人タクシーの営業区域を営業区域に含むタクシー事業者で構成されていること。 (地域名:) | |

7. 補助事業実施計画-2

| 補助事業実施計画-2 | | | | | |
|-------------------------------|--|-----------------------|--------------|--------|--------|
| ①システム共通化、減車及び配車効率化等に係る検討内容の概要 | | | | | |
| ②導入するシステム・アプリの概要 | | | | | |
| ③実施する地域の特性 | 地域名: ○○○○ | | | | |
| ④省エネルギー効果の目標 | <table border="1"> <tr> <td>総走行距離燃料消費量の削減目標</td> <td>迎車燃料消費量の削減目標</td> </tr> <tr> <td>1%以上削減</td> <td>1%以上削減</td> </tr> </table> | 総走行距離燃料消費量の削減目標 | 迎車燃料消費量の削減目標 | 1%以上削減 | 1%以上削減 |
| 総走行距離燃料消費量の削減目標 | 迎車燃料消費量の削減目標 | | | | |
| 1%以上削減 | 1%以上削減 | | | | |
| ⑥ 年度別計画 | 平成27年度:(参加車両数○○○台) | | | | |
| | 実施期間:平成○年○月○日～平成○年○月○日 | | | | |
| ⑦ 工程 | | | | | |
| ⑧ 平成26年度データ | 取得期間 | 平成○年○月○日～平成○年○月○日 | | | |
| | 車両数(台) | ○○○台 | | | |
| | 燃料種別燃料使用量(ℓ・m ³) | LPG ○○○ℓ ガソリン ○○○ℓ | | | |
| | 総燃料使用量(ℓ・m ³) | ○○○○ℓ | | | |
| | 総走行距離(km) | ○○○○km | | | |
| | 空車状態走行距離(km) | ○○○○km | | | |
| | 迎車走行距離(km) | ○○○○km | | | |
| | 迎車回数(回) | ○○○回 | | | |
| | 取得社数 | ○社 | | | |

補助事業実施計画-2 記入時の注意

- 補助対象事業の全体計画が地域の状況に応じた輸送需要に的確に対応するものであり、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるものであること及び省エネルギー効果の達成目標を示すこと。
- 工程には、当該計画の工程表を明記すること。工程表は、「複数のタクシー事業者の異なる配車システムを同一地域で共通化する工程」、「共通化された配車システムを利用者が使用できるようにする工程」及び「協業による減車に係る工程」を含むこと。
- その他、各項目の記入にあたっては、「5.補助対象事業の要件」及び「6.補助事業申請にあたっての要件」を参照すること。